

令和5年1月

公益社団法人 米沢法人会
会員 各位

米沢税務署

税制改正大綱を踏まえたインボイス制度の周知・広報等について

平素より税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始となる令和5年10月まで、残り約9か月と迫ってきました。

今般、令和5年度税制改正の大綱にインボイス制度の円滑な導入に向けた負担軽減措置等が盛り込まれたところであり、当局といたしましても、当該税制改正大綱を踏まえ納税者の方々に対しては、その事業実態に即した丁寧な説明を行ってまいります。

会員各位におかれましても、準備等が円滑に進むよう、下記事項について、ご承知おきお願いいたします。

なお、別紙1～4については貴会HPに掲載させていただきます。

記

1 令和5年度税制改正の大綱について

今般、令和5年度税制改正の大綱において、インボイス制度の円滑な導入に向けた負担軽減措置等が盛り込まれました。

また、事業者の方々が、インボイス発行事業者の登録の要否を判断するに当たり、当該改正案を踏まえる必要があることから、令和5年4月以降の申請であっても、令和5年9月30日までに申請していただければ、令和5年10月1日の登録を受けることができる登録申請手続の柔軟な運用も措置されております。

登録の要否を検討されている会員の皆様（特に免税事業者の方）におかれましては、税制改正の内容を踏まえ令和5年4月以降にご判断いただくようお願いいたします。

なお、令和5年度税制改正の大綱の概要につきましても、財務省リーフレット（別紙1「インボイス制度、支援措置があるって本当！？」）をご覧ください。

おって、登録申請手続の柔軟な運用につきましても、令和4年12月23日より国税庁ホームページに掲載していますので、参照願います（別紙2）。

【改正案の内容】

- ① 小規模事業者など一定の事業者に係る措置
 - ・ 納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を3年間講ずる
 - ・ 課税売上高が1億円以下である事業者については、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除を可能とする措置を6年間講ずる
- ② 少額（1万円未満）な値引きや返品等に係る返還インボイスの交付義務の免除
- ③ 登録申請手続の柔軟な運用

2 登録予定の会員の皆様に対する早期登録申請のご案内

インボイス発行事業者の早期登録申請にご協力いただきありがとうございます。

今後も引き続き、取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている会員の皆様については、早期の登録申請をお勧めしております。

国税庁HPには、会員の皆様やその取引先が登録の要否などを検討するにあたってのチェックシートをご用意しておりますので、是非ご活用ください（別紙3「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」）。

3 支援策等について

インボイス制度への対応に取り組むための各種支援策については、中小企業庁HPに掲載されております。令和4年度第2次補正予算では、商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による講習会の開催や専門家派遣を含む事業者からの相談体制の強化に加え、IT導入補助金における補助下限の撤廃や、小規模事業者持続化補助金における補助上限の一律50万円上乗せ等を実施予定です（別紙4「インボイス制度への対応に取り組む皆様へ」）。

また、公正取引委員会等のHPにおいて、免税事業者やその取引先の対応に関して、独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を取りまとめて公表しております。

インボイス制度への対応に当たっては、これらの情報も参考としていただきますよう、よろしく願いいたします。

○ ご参考

- ・ 国税庁HP「インボイス制度特設サイト」
- ・ 中小企業庁HP「インボイス制度への対応に取り組む皆様へ」
- ・ 公正取引委員会HP「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

<国税庁HP>



<中小企業庁HP>



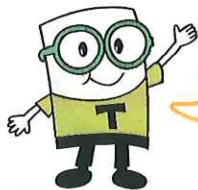
<公正取引委員会HP>



事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

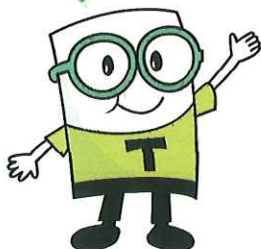
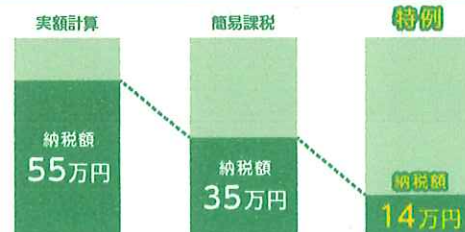
事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円※ = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

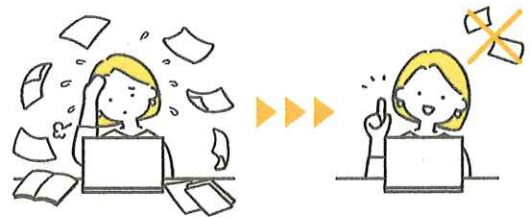


中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方
- 対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容

持続化補助金

IT導入補助金

インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

 **0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 消費税
/ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度)
/ 適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度) / 申請手続

申請手続

登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について

令和4年12月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定され、インボイス制度について、以下の方針が示されました。

○ 「令和5年度税制改正の大綱」の抜粋

四 消費課税

1 適格請求書等保存方式に係る見直し

(国 税)

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

(省略)

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

(省略)

(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

(省略)

(注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

施行日(令和5年10月1日)に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日以後に提出する登録申請書の取扱いについては、この閣議決定に基づき、当該事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

なお、インボイス制度への対応には事業者の皆様において各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなります*ので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

(注) 免税事業者の方が令和5年10月2日以後の日の登録を希望する場合には、登録申請書に登録希望日を記載する必要があります。

* 登録申請書を提出した日における平均的な登録処理期間については、[こちら](#)をご参照ください。

「こちら」をクリックすると登録申請書の処理期間が次のとおり PDF で表示されます。

現在、登録申請書を提出されてから登録通知までの期間は、以下のとおりです。

e-Tax 提出の場合	約●週間
書面提出の場合	約●か月

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和4年12月改訂)

申請手続



- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



買手の求めに応じインボイスを交付

- ※ 事前にインボイス発行事業者の登録手続が必要
- ※ 課税事業者のみ発行が可能

インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請書をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

＜令和4年度2次補正予算案等＞（令和4年11月時点版）

インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ 各種支援策のご案内

インボイス制度に詳しく知りたい方は国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイト



制度解説動画、軽減・インボイスコールセンター等をご案内しております。

インボイス制度に関する相談窓口

- ✓ 商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています
(中小企業119を通じた専門家派遣も受けられます)

よろず支援拠点



課税事業者を選択する皆様

デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- ✓ IT導入補助金により、ITツール（一部ハードウェアも含む）の導入費用等を幅広く支援します
- ✓ みらデジにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化状況や経営課題を見える化します

課税転換に伴う販路開拓支援

- ✓ 小規模事業者持続化補助金により税理士等への相談費用も含めた販路開拓等の支援をします



詳細は裏面へ

免税事業者を維持する皆様

免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aを公表しているほか、実態把握のための書面調査等を実施しています
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業法並びに優越的地位の濫用規制に係る相談窓口(以下Q&A末尾参照)または下請かけこみ寺にご相談ください

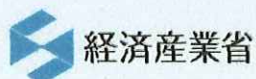
Q&A



下請かけこみ寺



本紙は「令和4年度第2次補正予算事業」の制度概要をご紹介します（予算成立後、準備が整い次第公募を開始します）。現在の公募情報はホームページでご確認ください。



経済産業省



中小企業庁



チラシのダウンロードはこちら↑

<IT導入補助金> -デジタル化による事務負担軽減

企業間取引のデジタル化を強力に推進！

インボイス制度への対応も見据え、デジタル化基盤導入類型では、**令和4年度第2次補正予算において、補助下限額を撤廃**し、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。

(令和4年度第2次補正実施分は、予算成立後に公募予定)

類型名	デジタル化基盤導入枠 (デジタル化基盤導入類型)		
ツール名	ITツール※		PC等 レジ等
補助額	~50万円以下 (下限を撤廃)	50万円超~350万円	~10万円 ~20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 (ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)		

[みらデジ]

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト、ECソフト

現在の公募情報はこちら

みらデジ経営チェックにより、インボイス対応も含めた自社のデジタル化の進捗状況・経営課題の確認が可能です。
経営改善のために是非ご活用ください。



お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (0570-666-424)

<小規模事業者持続化補助金> -課税転換に伴う販路開拓支援

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む**販路開拓等の費用 (税理士等への相談費用を含む)**を支援！

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に対し、**令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で補助上限を一律に50万円上乘せ**します。(最大250万円補助)

(令和4年度第2次補正実施分は、予算成立後に公募予定)

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内)
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)	
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)	

() 内の補助上限額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

お問い合わせ先：

- ・商工会地域の方
所在地によって異なるため**右のQRコード参照**
- ・商工会議所地域の方 03-6632-1502

【商工会地域お問い合わせ先】【現在の公募情報はこちら】

